

医療制度改革（療養病床の転換）への対応

提案・要望先 厚生労働省

提案・要望の要旨

医療制度改革に伴う諸制度の見直しに際しては、特に、療養病床の再編によって影響を受ける当県などの地方の意見を十分に踏まえた内容になるよう、都道府県との協議を積極的に行うこと

人口10万人当たりの療養病床数が全国1位である本県では、再編による入院者の受け皿の確保が大きな課題であり、国の責任において、受け皿確保に要する経費に対し必要な財政支援を行うこと

提案・要望の具体的内容

1．療養病床に関する診療報酬設定について

医療機関において医療区分の評価に偏りが出ないように、評価の厳格な運用基準を定めるとともに、医療機関に対する指導を強化すること。

2．既存医療施設（医療療養・介護療養）の有効活用について

厚生労働省の試算に基づけば、本県は約5,000床の転換が必要になる。平成23年度末までに全てを転換することは不可能であり、既存の病院施設を有効活用するためにも、老人福祉施設や居住系サービス施設に係る設備基準の緩和を検討すること。

3．財政措置について

転換支援の交付金については、既存の交付金（一般財源化されたものも含む）を活用することなく、交付率の高い新たな交付金制度を創設し、十分な予算を確保すること。

転換しない（休床等）法人がある場合には、他の法人による受け皿整備も必要であることから、その場合も転換支援交付金の対象とすること。

都道府県及び市町村に一部の負担を求めるのであれば、地方債及び地方交付税による財源措置を確実に実施すること。

転換の受け皿として高齢者向け専用賃貸住宅の活用も考えられることから、国土交通省とも協議の上、医療・福祉・住宅政策の連携による総合的な財政支援措置を行うこと。

【高知県担当課室】健康福祉部国保指導課